TP3	第8条第3項第4号の基準に適合すること。
TP4	船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示（昭和52年国土交通省告示第585号）第12条の3第1号ニの基準に適合すること。
TP6	容器の破裂を防止できる適切な圧力安全装置を取り付けたものとすること。
TP7	窒素ガス又はその他の不活性ガスを封入すること。
TP8	試験圧力は、運送される物質の引火点が0℃を超える場合には、0.15 MPaまで減じることができる。
TP9	x
TP10	容器は、厚さ5mm以上の鉛ライニング又はこれと同等のライニングを施すこと。（1年を超えない範囲でライニングの状態を確認すること。）
TP13	追加の自蔵式呼吸具（船舶の消防装置の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）第32条の規定に適合するもの）を備えている場合に限りポータブルタンクを使用することができる。
TP16	通常の運送中に著しい過負圧を防ぐために船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認める設備を備えること。
TP17	タンクの断熱材として無機不燃性物質のみが使用することができる。
TP18	18℃から40℃の間で運送すること。運送中は再加熱してはならない。
TP19	タンクの板厚は計算による最小板厚よりも3mm以上増加したものとすること。
TP20	窒素ガスを封入すること。
TP21	タンクの板厚を8mm以上とすること。タンクは2年6ヶ月を越えない間隔で水圧試験を行い、かつ、内部の検査を行わなければならない。
TP22	継ぎ目又は他の設備用の潤滑油は、耐酸素性のものとすること。
TP23	x
TP24	最大限度まで充てんした状態で危険物の緩慢な分解による過度の圧力発生を防ぐための装置をタンク外板の気層部に備えることができること。この装置は、タンクが転倒した場合であっても大量の漏洩及び異物の混入を防ぐものである。
TP25	純度99.95%以上のものを安定剤を添加せずに運送する場合には、温度を32.5℃以上に保つこと。
TP26	加熱状態で運送される場合には、加熱装置はタンク外板の外側に備え付けること。（国連番号3176のものにあっては、当該物質が水と危険な反応を生ずる場合に限る。）
TP27	最小試験圧力を0.4MPaとすることができる。
TP28	最小試験圧力を0.265MPaとすることができる。
TP29	最小試験圧力を0.15MPaとすることができる。
TP30	断熱性を有するポータブルタンクで運送すること。
TP31	固体状態で運送すること。
TP32	国連番号が0331、0332及び3375の危険物に関しては、次の要件を満たすポータブルタンクに限ること。 (1)　不必要な制限を避けるために、金属で構成された各ポータブルタンクは、再び密閉できるスプリング可動式、フランジディスク又は可溶要素の圧力安全装置が取り付けられたものであること。4 barを超える最小試験圧力を有するポータブルタンクにあっては、吹き出し開始圧力又は爆発圧力は、可能な限り、2.65bar以下としなければならない。 (2)　危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅰ部第18.7節の試験により、運送に適した状態であることが証明されていること。 (3)　内部が洗浄され、残留物がないこと。

TP33	次に掲げる危険物を運送する場合に限ること。ただし、(3)を運送する場合は、IMDGコード4.2.1.19の規定による。 (1)　粒状又は粉状の固体 (2)　融点以上の温度で充てんされ、又は排出され、かつ、冷却して運送される固体 (3)　融点以上で運送される固体
TP35	ポータブルタンクの欄に掲げる記号に関わらず、平成26年12月31日まで記号T14のものを使用することができる。
TP36	気相部に可溶栓を設置することができる。
TP37	ポータブルタンクの欄に掲げる記号に関わらず、平成28年12月31日までの間は、次に掲げる国連番号の区分に応じ、それぞれ次に掲げる記号のものを使用することができる。 イ　国連番号1810、2474及び2668の場合　T7 ロ　国連番号2486の場合　T8 ハ　国連番号1838の場合　T10 ニ　その他の国連番号の場合　T14
TP38	ポータブルタンクの欄に掲げる記号にかかわらず、平成30年12月31日まで記号T9のものを使用することができる。
TP39	ポータブルタンクの欄に掲げる記号にかかわらず、平成30年12月31日まで記号T4のものを使用することができる。
TP40	ポータブルタンクは噴霧装置を付けた状態では輸送してはならない。
TP90	底部開口を有するタンクは、船舶救命設備規則第1条の2第5項に規定する長国際航海(以下、「長国際航海」という。）以外に使用することができる。
TP91	底部開口を有するポータブルタンクは、長国際航海に使用することができる。

(5)　フレキシブルバルクコンテナの欄に掲げる記号の意義は、以下のとおりとする。

記号	意　義
BK3	一　フレキシブルバルクコンテナにばら積みして運送することができる。 二　フレキシブルバルクコンテナは次に掲げる要件に適合するものとする。 イ　粉末不漏性であること。 ロ　内容物の漏出を防ぐために完全に閉鎖されるものであること。 ハ　防水性であること。 ニ　危険物により変質又は強度低下が生じないものであること。 ホ　危険物と危険な反応を生じないものであること。 ヘ　通常の運送状態で危険な状況を起こし得る危険物の浸透がないものであること。

(6)　特別規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

記号	意　義
BK2	非開放型のコンテナ又は非開放型の自動車等にばら積みして運送することができる。
SP28	容器は、運送中に希釈材の含有率が変化しないものとする。
SP220	当該危険物の容器に、引火性の成分の化学名のみを品名に続けて表示する。
SP232	x（コンテナ（タンクコンテナを除く。）又は自動車等（タンク自動車及びタンク車を除く。）に収納して運送する場合に限る。）